

第 3 章



母子・父子・児童の福祉

1 相談業務について

(1) 家庭児童相談

【問合せ先】 市こども家庭支援室こども相談担当（苫小牧市こども相談センター内）
Tel : 0144 (32) 6369 Fax : 0144 (34) 4777

- 18歳未満の子どもに関する養育、障がい、非行、しつけなどさまざまな問題について相談を受け、指導・助言を行っています。また、子どもの虐待相談や通報も受けています。
- 子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変えることで、より良い親子関係を築くための子育て支援プログラムが学べる「子育て支援講座」を開催しています。

(2) ひとり親家庭相談

【問合せ先】 市子育て応援課（1階・17番窓口）
Tel : 0144 (32) 6416 Fax : 0144 (32) 5578

- 離婚またはひとり親家庭全般について相談を受け、自立に必要な助言を行います。

(3) DV・女性相談

【問合せ先】 苫小牧市配偶者暴力相談支援センター
Tel : 0144 (84) 8985 Fax : 0144 (34) 7110

- DV被害を受けた方への支援や各種専門機関の紹介などを行います。女性の困りごとの相談も受け付けています。

(4) とまこまい子ども・若者なんでも相談案内「KOWAKA」

【問合せ先】 市こども若者支援課 Tel : 0144 (32) 6759 Fax : 0144 (32) 5578

- 社会生活を円滑に営むうえで、困難を有する子ども・若者に対する教育、福祉、雇用、更生保護など、さまざまな分野の相談に対し、適切な支援先へおつなぎする相談窓口です。

[対象] 39歳までの子ども・若者とその家族や関係者からの相談を受け付けます。

[相談方法]

- ① 窓口相談⇒苫小牧市こども若者支援課（1階16番窓口）
- ② 電話相談⇒TEL 0144-32-6759、FAX 0144-32-5578
- ③ WEB相談 ⇒



※①②：平日の8：45～17：15まで

※③：24時間受け付けています

2 児童の援護について

(1) 乳幼児の保育



【問合せ先】 市幼保施設課（1階・18番窓口） Tel：0144（32）6378 Fax：0144（32）5578

ア 保育所・認定こども園・小規模保育施設

- 保護者の就労や病気などにより、日々の保育を必要とする乳幼児のために、市内には14園の認可保育所、19園の認定こども園及び14園の小規模保育施設を開設しています。また、心身に障がいをもつ乳幼児も通常保育の範囲で保育を受けることができます。

なお、休日や一時的に保育を必要とする場合などに特別保育を実施している園もあります。

<休日保育>

認可保育所、認定こども園（保育認定のみ）及び小規模保育施設のいずれかに通園し、休日も就労などにより保育を必要とする4月1日時点で1歳児クラス又は3歳児クラス以上の幼児を対象に実施しています。

うとない保育園	ウトナイ南3丁目20番1号	Tel 82-8161	1歳以上児クラス
たいせい保育園	大成町1丁目14番26号	Tel 72-9257	3歳以上児クラス
みその保育園	美園町4丁目26番10号	Tel 34-4339	1歳以上児クラス

<一時保育>

短時間の就労や保護者の病気などにより、一時的に保育を必要とする満1歳以上の幼児を対象に実施しています。（ただし、授乳の必要がなく離乳食が完了したお子さんに限ります。）

あけの保育園	明野新町5丁目13番30号	Tel 57-3543	Fax 57-3543
うとない保育園	ウトナイ南3丁目20番1号	Tel 82-8161	Fax 82-8162
苫小牧あおば認定こども園	見山町4丁目6番4号	Tel 72-7411	Fax 73-4376
苫小牧ふたば幼稚園	王子町1丁目2番18号	Tel 34-6250	Fax 34-6300
錦岡保育園	宮前町2丁目28番15号	Tel 67-0033	Fax 67-8645
みその保育園	美園町4丁目26番10号	Tel 34-4339	Fax 84-3990
幼稚舎あいかわ	柳町4丁目9番17号	Tel 53-0021	Fax 53-0022

イ 子育てルーム

- 子育ての不安や悩みなどの育児相談やプレイルームの開放を行っています。

あけの保育園子育てルーム	明野新町5丁目13番30号	Tel 57-3576 Fax 57-3543
錦岡保育園子育てルーム	宮前町2丁目28番15号	Tel 68-6655 Fax 67-8645
沼ノ端おひさま保育園子育てルーム	沼ノ端中央4丁目12番27号	Tel 55-0705 Fax 55-0655
みその保育園子育てルーム	美園町4丁目26番10号	Tel 090-1524-1813 Fax 84-3990

<育児相談> 月曜～金曜 9時00分～17時00分

<プレイルーム開放時間>

・あけの保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時30分～12時00分、13時30分～16時00分

・錦岡保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時00分～12時00分、13時30分～15時30分

・沼ノ端おひさま保育園子育てルーム

月曜～金曜 9時00分～11時30分、13時00分～15時30分

・みその保育園子育てルーム

月曜～金曜 10時00分～15時00分 ※水曜のみ14時までの場合あり

<休館日> 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

ウ 子育て支援センター

- 子育ての不安や悩みなどの育児相談やプレイルームの開放、子育てサークルルームの貸し出しを行っています。

とまこまい子育て支援センター	本幸町1丁目2番21号 苫小牧市教育・福祉センター2F	Tel 33-4751 Fax 33-4755
----------------	--------------------------------	----------------------------

<育児相談> 月曜～土曜 9時00分～17時00分

<プレイルーム開放時間> 月曜～土曜 9時30分～12時00分
13時00分～16時00分

<子育てサークルルーム貸し出し> 月曜～土曜 9時30分～16時00分
(利用希望日の3日前までに要予約)

<休館日> 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

エ 子ども・子育て相談ナビ(利用者支援相談窓口)

- 子育て実践中の保護者や妊娠している方など誰もが利用できる、子育てに関する総合窓口です。利用者支援員が常駐していますので、お気軽にお問い合わせください。

相談窓口	「子ども・子育て相談ナビ」	
	幼保施設課 (市役所1階 18番窓口)	とまこまい子育て支援センター (教育・福祉センター 2階)
面談による	9:00～17:00 (月～金)	9:00～16:00 (月～金)
電話による	0144 (32) 6224	0144 (33) 4751
メールによる	yohosisetu@city.tomakomai.hokkaido.jp	

※ 土・日曜日、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

(2) 児童の施設入所時の相談

【問合せ先】 市こども家庭支援室こども相談担当（苫小牧市こども相談センター内）

Tel：0144（32）6369 Fax：0144（32）4777

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室

Tel：0144（61）1882 Fax：0144（61）1892

- 家庭で養育できない事情にある児童のために、次のようなところがあります。
いずれも、入所等は児童相談所の決定によります。
- ①乳 児 院：乳児を入院させて養育し、あわせて、退院した者について援助を行う施設です。
- ②児 童 養 護 施 設：乳児を除く原則として満18歳未満の、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて、退所した者に対する援助を行う施設です。
- ③障害児入所施設：障がいのある児童を入所させて支援を行う施設です。
- ④児童心理治療施設：家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ、社会生活に適応するために必要な心理治療や生活指導を主として行い、あわせて、退所した者について援助を行う施設です。
- ⑤児童自立支援施設：不良行為をしたり、又はそのおそれのある児童や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて、退所した者について援助を行う施設です。
- ⑥自立援助ホーム：義務教育を終了した満20歳未満の者及びやむを得ない事情で必要とされた20歳以上の者に対して、共同生活を行う住居を用意し、相談その他日常生活上の援助、生活指導、就業の支援を行い、あわせて、退所者に対する援助を行う事業です。
- ⑦里 親 制 度：さまざまな事情で、家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、暖かい愛情を持って養育してくださる方（所定の要件を満たす必要があります。）を、北海道が里親として認定・登録し、子どもの養育をお願いする制度です。

(3) 児童センター

【問合せ先】 市こども若者支援課 Tel：0144（32）6759 Fax：0144（32）5578

又は各児童センター

- 遊びや運動を通して豊かな心と体を育てる施設です。

児童センター名	住所	電話番号 FAX 番号	利用時間	
			乳幼児	児童
住吉児童センター	住吉町2丁目5番17号	36-1448 同 上	9：00～12：00	13：00～17：00（注1 21：00） （土曜日、春・夏・冬休み9：00～17：00）
大成児童センター	大成町1丁目11番21号	75-1841 72-6716	9：00～17：00	13：00～17：00（注1 21：00） （土曜日、春・夏・冬休み9：00～17：00）

日新児童センター	日新町3丁目6番15号	76-6655 同 上	9:00~12:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
沼ノ端児童センター	沼ノ端中央4丁目10番34号	57-6601 同 上	9:00~14:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
あさひ児童センター	旭町2丁目3番24号	35-6393 同 上	9:00~17:00	13:00~17:00 (注2 18:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
錦岡児童センター	宮前町2丁目29番20号	82-7371 同 上	9:00~12:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)
北栄児童センター	北栄町3丁目3番3号	82-7069 57-8889	9:00~17:00	13:00~17:00 (注1 21:00) (土曜日、春・夏・冬休み9:00~17:00)

- ・ 活動の主体は児童（小・中学生）ですが、日時を限定して高校生や児童が学校へ行っている間は乳幼児（保護者同伴）にも施設を開放しています。
- ・ 乳幼児の利用は、児童センターの休館日の他、土曜日、春・夏・冬休み、学校休校日もお休みになります。ただし、錦岡（土曜日以外）、大成、あさひ、北栄は通年で標記の時間に利用できます。

注1 週2回、中学生は18:00まで、高校生は21:00まで利用可能です。

（児童センターごとに利用可能日は異なります。詳しくは児童センターまでお尋ねください。）

注2 あさひ児童センターは週4回（火～金）、中高生は18:00まで利用可能です。

<利用対象者・方法>

- 乳幼児（保護者同伴）、小・中学生、高校生

※ 事前に利用登録が必要です。詳しくは児童センターまでお尋ねください。

<休 館 日>

- 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 放課後児童クラブ

【問合せ先】 市こども若者支援課 Tel:0144 (32) 6759 Fax:0144 (32) 5578

- 苫小牧市放課後児童クラブは、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しています。

名 称	実施場所	名 称	実施場所
苫小牧西児童クラブ	苫小牧西小	豊川児童クラブ	豊川小
勇払児童クラブ	勇払小	錦岡児童クラブ	錦岡小
沼ノ端児童クラブ	沼ノ端小	泉野児童クラブ	泉野小
若草児童クラブ	若草小	明野児童クラブ	明野小
北光児童クラブ	花園町4丁目 13番16号の施設	拓勇児童クラブ	拓勇小
緑児童クラブ	緑小	ウトナイ児童クラブ	ウトナイ小
大成児童クラブ	大成小	拓進児童クラブ	拓進小
清水児童クラブ	清水小	日新児童センター児童クラブ	日新児童センター
美園児童クラブ	美園小	あさひ児童センター児童クラブ	あさひ児童センター
糸井児童クラブ	糸井小	錦岡児童センター児童クラブ	錦岡児童センター

北星児童クラブ	北星小	住吉児童センター児童クラブ	住吉児童センター
澄川児童クラブ	澄川小	大成児童センター児童クラブ	大成児童センター
植苗児童クラブ	植苗小	北栄児童センター児童クラブ	北栄児童センター

3 障がい児の療育・教育について

- 心身障がいのある児童のために、通園による訓練施設又は義務教育には特別支援学級などがあります。

(1) 障害児通所支援 ～詳細は5ページへ

(2) 児童生徒の特別支援教育

【問合せ先】 市教育委員会学校教育課（第2庁舎1階）

Tel : 0144 (32) 6742 Fax : 0144 (32) 1201

① 知的障害学級、自閉症・情緒障害学級

- 知的障がい、自閉症・情緒障がいのある児童生徒に対し、障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

【小学校】

	電話番号 / FAX 番号		電話番号 / FAX 番号
苫小牧東小学校	32-6231 / 32-6232	苫小牧西小学校	72-6441 / 72-6442
若草小学校	32-6584 / 32-6585	緑小学校	32-6501 / 32-6502
大成小学校	72-6434 / 72-6435	美園小学校	34-3013 / 34-3016
日新小学校	73-1612 / 73-1827	糸井小学校	72-3912 / 72-3913
北星小学校	74-2155 / 74-2156	澄川小学校	67-3131 / 67-3132
豊川小学校	73-8024 / 73-8025	錦岡小学校	67-0408 / 67-0706
沼ノ端小学校	55-0403 / 55-0761	泉野小学校	72-3817 / 72-3839
北光小学校	73-8191 / 73-8192	ウトナイ小学校	57-6700 / 57-6715
明野小学校	57-5611 / 57-5612	清水小学校	33-7285 / 33-7286
勇払小学校	56-0140 / 56-0419	拓勇小学校	57-2800 / 57-2830

拓 進 小 学 校	5 2 - 5 0 1 0 / 5 5 - 0 0 7 5
-----------	-------------------------------

【中学校】

	電話番号 / FAX 番号		電話番号 / FAX 番号
苫小牧東中学校	3 2 - 5 2 3 1 / 3 2 - 5 2 3 2	明 倫 中 学 校	7 4 - 2 1 4 6 / 7 4 - 2 1 4 7
凌 雲 中 学 校	6 7 - 6 1 4 2 / 6 7 - 0 4 1 5	啓 明 中 学 校	6 7 - 3 1 1 5 / 6 7 - 3 1 1 6
和 光 中 学 校	3 2 - 5 2 3 8 / 3 2 - 5 2 3 7	光 洋 中 学 校	7 2 - 7 2 5 5 / 7 2 - 7 2 5 6
青 翔 中 学 校	5 1 - 2 1 5 1 / 5 1 - 2 1 5 5	明 野 中 学 校	5 7 - 1 8 1 1 / 5 7 - 1 8 1 2
勇 払 中 学 校	5 6 - 0 3 2 9 / 5 6 - 0 3 2 0	沼ノ端中学校	5 5 - 0 3 4 0 / 5 5 - 0 3 4 1
緑 陵 中 学 校	6 1 - 2 7 2 7 / 6 1 - 2 7 2 8	ウトナイ中学校	5 7 - 6 4 5 1 / 5 7 - 6 4 5 2
開 成 中 学 校	3 2 - 8 2 7 8 / 3 4 - 5 3 6 9	啓 北 中 学 校	7 2 - 7 2 4 5 / 7 2 - 7 2 4 6

【義務教育学校】

	電話番号 / FAX 番号
植 苗 小 中 学 校	5 8 - 2 1 3 4 / 5 8 - 2 1 3 5

② 肢体不自由学級

- 肢体が不自由な児童生徒に対し、障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

※対象児童生徒の必要に応じて、別に定めます。

③ 病弱学級・弱視学級・難聴学級

- 児童生徒の障がいに応じた教育を行っています。

<設置場所>

※ 対象児童生徒の必要に応じて、別に定めます。

④ 院内学習支援教室

- 病気やけがなどで入院中の児童生徒のために、入院治療を受けながら教育を行っています。

<設置場所>

苫小牧市立病院小児病棟内 TEL 3 3 - 3 1 3 1 (代表)

⑤ 通級指導教室

- 通常学級に在籍し、障がいからくる学習上または生活上の困難さを改善するための指導を、週 1～8 時間児童生徒の実態に応じて行っています。現在は、言語障害と情緒障害、自閉症、

学習障害等について指導を行っています。

- 自閉症や情緒障害、学習障害等についての通級指導は、小学校においては特別な指導が必要な児童が在籍する学校で実施しています（樽前小学校除く）。中学校においては、在籍校に担当教員が巡回し指導しています。
- 言語障害については、小学校のみ設置し指導を行っています。
- 校区については上記のお問合せ先までご連絡ください。

(3) 特別支援学校

【問合せ先】 市教育委員会学校教育課（第2庁舎1階）

Tel : 0144 (32) 6742 Fax : 0144 (32) 1201

【北海道苫小牧支援学校に関する問い合わせ先】

北海道苫小牧支援学校

Tel : 0144 (67) 6801 Fax : 0144 (67) 6802

- 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱等の児童生徒については、それぞれの障がいに応じた教育を行う特別支援学校があります。
- 市内においては、主に知的障がいのある児童生徒を対象とした北海道苫小牧支援学校があります。苫小牧支援学校では知的障がいと併せて肢体不自由や病弱などの障がいのある児童生徒も在籍し学習しています。

(4) その他

【問合せ先】 苫小牧女性団体連絡協議会 Tel : 090-2873-3908

<おもちゃライブラリー>

- 心身に障がいやつまずきのある方たちに、機能の回復と成長の促進を図るために有効なおもちゃを備え、貸し出しを行っております。
- ・ 設置場所：苫小牧市民活動センター（5階 交流学習室）
- ・ 開館日 : ①毎月毎週火曜日 午前10時30分～午後3時
②毎月第3土曜日 午前10時30分～午後3時
- ・ 休館日 ・ 火曜日、第3土曜日が祝祭日及び振替休日は休館
・ 年末年始 12月26日～1月7日
・ 夏休み 8月10日～8月20日
・ 暴風警報等による臨時休校の場合は休館とする

4 妊産婦の援護について



(1) 助産施設

【問合せ先】 市子育て応援課（1階・17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 経済的に困っている世帯が、お産する場合に助産施設を利用できます。

＜対象者＞

- ① 生活保護世帯
- ② 当該年度市民税が非課税の世帯
- ③ 当該年度市民税均等割のみ課税の世帯
- ④ 当該年度市民税が課税されており、所得割の額が9,000円以下の世帯

※③・④のみ出産育児一時金が48万8千円未満（産科補償制度掛金差引後）の世帯に限る

＜施設＞

- ・ 苫小牧市助産施設（苫小牧市立病院内）
- ・ 王子総合病院助産施設（王子総合病院内）

＜申請＞

- ・ 出産予定日の30日前まで

＜お持ちいただくもの＞

- ・ 母子健康手帳
- ・ 健康保険証または資格確認書等の写し
- ・ 生活保護手帳（対象者のみ）

(2) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411
Fax：0144（32）4322

- 妊娠判定を受ける低所得の妊婦に対し、初回の産科受診料に要する費用を助成します。

＜対象者＞

苫小牧市に住民票を有する者のうち、下記に該当する者

- ① 住民税非課税世帯または同等の所得水準である世帯に属する妊婦
- ② 生活保護世帯
- ③ 配偶者暴力を受けている等で、経済的支援を要する妊婦

＜注意事項＞

- ・ 母子健康手帳を交付する前の受診が助成の対象です。原則、受診前にこども家庭支援室母子保健担当窓口にご相談ください。
- ・ 国で示す上限額に応じて公費負担されますが、医療機関の検査費用の設定により自己負担が発生する場合があります。

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411
Fax：0144（32）4322

- 「妊婦のための支援給付」として妊娠時と出産予定日8週間前以降の2回に分けて「妊婦支援給付金」を支給します。

- 1回目 妊娠時（5万円給付）

令和7年4月1日以降に妊娠届出、妊婦支援給付認定の申請をし、助産婦・保健師等の面談を受けた妊婦の方

- 2回目 出産予定日8週間前以降（胎児1人あたり5万円の給付）

令和7年4月1日以降に出生予定で、胎児の数の届け出をした妊産婦の方



(4) 妊婦一般健康診査・超音波検査

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 妊婦に必要な定期健診について、妊婦一般健康診査受診票を14枚と超音波検査受診票を6枚交付しています。母子健康手帳の発行の際に交付します。なお、母子健康手帳の発行の際には妊娠届出書へのマイナンバーの記載とご本人確認書類が必要となります。

＜お持ちいただくもの＞

・マイナンバーカード ※お持ちでない方は本人確認書類（免許証、保険証など）

(5) 妊娠高血圧症候群等療養援護費

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
（北海道苫小牧保健所）

健康推進課保健係 Tel：（直通）0144（77）9935 Fax：0144-34-4177

- 妊娠高血圧症候群等により患っている妊産婦で、次のいずれかの世帯に属する場合は、療養援護費により医療費の助成が受けられます。

＜対象者＞

- ・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯 ・所得税非課税世帯
- ・前年の所得税額30,000円以下の世帯

※ 上記世帯区分により、援助の額が異なります。

＜支給要件＞

- ・入院期間が7日以上

(6) 妊婦歯科健診

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 妊娠中にむし歯や歯石の有無、歯肉の炎症等を確認するため、健診費用の助成を行います。母子健康手帳発行の際に、妊婦歯科健康診査受診票を交付しています。

(7) 産婦健康診査

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 出産後2週間前後および1か月前後の産婦のからだところの健康状態を確認するため、健診費用の助成を行います。母子健康手帳発行の際に産婦健康診査受診票を交付しています。

(8) 子育て見守り応援隊

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 市の研修を受けた“子育て経験や様々な資格のあるアドバイザー”が、ご自宅または市の公共施設で、妊婦さん・産婦さん・ご家族の様々なご相談をお受けします。

利用者自己負担	無料
利用時間	1時間程度（1日1回）
利用回数	最大12回
利用期間	妊娠中～産後1年以内

(9) 産後ケア事業

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 授乳や産後の育児に不安がある方に対し、助産師がご自宅に訪問（訪問型）もしくはお子さんと一緒に助産院に来院（通所型）し、相談に応じます。

	①訪問型 ②通所型ショート	③通所型ロング
利用者自己負担	1回1,000円～1,200円	1回2,000円～4,500円
利用時間	1時間程度（最大2時間）	10時～16時（最大6時間）
利用回数	①②③の合計が1人最大10回まで（うち、③は最大2回）	
利用期間	産後1年以内	産後4か月未満

(10) 多胎産後サポート事業

【問合せ先】 市こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

- 多胎児のお子さんがいるご家庭に対し支援員がご自宅に伺い、育児・家事・外出の付き添いの手助け（サポート）をします。

利用者自己負担	1回 500円（初回無料）
利用時間	最大 2時間
利用回数	1家庭 最大20回
利用期間	3歳未満

5 健康と医療の保障について

(1) 子育て支援医療費助成制度



【問合せ先】 市子育て応援課（1階17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 0歳から高校生《18歳到達後最初の3月31日まで》の児童が、保険診療を受けた場合、自己負担分から一部負担金を除いて助成します。



(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

【問合せ先】 市子育て応援課（1階17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- ① 母子または父子家庭で、0歳から高校生《18歳到達後最初の3月31日まで》の児童と、児童を扶養または監護している親
- ② 母または父が重度の障害（国民年金の障害等級1級相当）である世帯の18歳までの児童と、その児童を扶養または監護している親
- ①、②が保険診療を受けた場合、自己負担分から一部負担金を除いて助成します。
- ※ 18歳以上20歳未満で、学生や未就労等により親に扶養されている場合にも該当です。
- ※ 所得制限（児童扶養手当に準ずる）を超えた場合は、8月1日から翌年の7月31日まで医療助成の受給が制限されます。



(3) 重度心身障害者医療費助成制度 ～詳細は33ページ

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121

(4) 小児の医療給付制度

【問合せ先】 ①市子育て応援課（1階17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578
 ②③北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室（北海道苫小牧保健所）
 健康推進課保健係 Tel：（直通）0144（77）9935 Fax：0144（34）4177
 ④市障がい福祉課（1番14番窓口） Tel：0144（32）6356 Fax：0144（36）3121



- 特定の病気により患っている児童に対し、適切な医療費の助成が行われるための制度です。

① 未熟児養育医療

出産時の体重が2,000グラム以下、もしくはその他の症状から、医師により入院療養が必要と判断された場合に対象です。

世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

② 結核児童療育医療

長期入院を必要とする結核児童に対し、病院で医療と学習を行うための給付です。

③ 小児慢性特定疾病医療

先天性代謝異常などの16疾患群801疾病の治療に必要な医療費が対象になります。

世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

④ 身体障害児育成医療 ～詳細は33ページへ



(5) 乳幼児各種健診・検査等について

【問合せ先】 ①～⑥及び⑧～⑬

こども家庭支援室母子保健担当（4階） Tel：0144（32）6411 Fax：0144（32）4322

⑦北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
 （北海道苫小牧保健所）

健康推進課保健係 Tel：（直通）0144（77）9935 Fax：0144-34-4177

- 乳幼児が心身ともに健やかに育つように、次の健診、検査等を実施しています。

① **1 か月児健診**

母子健康手帳発行の際に1 か月児健康診査受診票を交付し、費用の助成を行います。

② **4 か月児健診**

4 か月児を対象に市から受診票を送り、市内の小児科・内科病（医）院で健診を受けられるようになっています。

③ **10 か月児健診**

4 か月児健診と同じ方法で実施しています。

④ **1 歳6 か月児健診**

1 歳6 か月になった翌月に集団で健診を行っています。

⑤ **3 歳児健診**

3 歳になった翌月に集団で健診を行っています。

⑥ **乳幼児すこやか健診**

出生時の体重が2,000グラム未満もしくは在胎週数36週未満のお子さん、健診の結果で経過を追う必要があるお子さんに案内しています。

⑦ **先天性代謝異常等検査**

生後4～6日目のすべてのお子さんを対象にした検査の公費負担を行います。

⑧ **胆道閉鎖症スクリーニング検査**

母子健康手帳にある検査用紙（便色カード）により、スクリーニング検査を実施し、胆道閉鎖症の早期発見に努めています。

⑨ **新生児聴覚検査**

出産後、入院中にお子さんの聴覚検査を行う費用の助成を行います。

⑩ **赤ちゃん訪問**

出生したお子さんを対象に家庭訪問を行っています。

⑪ **赤ちゃん教室**

2 か月児を対象に、講話や交流会を行っています。

⑫ **親子デンタル教室**

歯科医師による講話と、歯科衛生士による歯磨き指導、希望者にフッ化物塗布を行っています。

⑬ **5 歳児発達相談**

該当月に個別通知しています。お子さんの様子で心配な方に必要時案内しています。

6 児童の手当について

【問合せ先】 市子育て応援課（1階・17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578
--

- 児童を養育している世帯に対して各種手当制度があります。

(1) 児童手当



<支給対象者>

- 0歳から高校生（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方に、支給されます。

父母など2人以上の者が同じ児童を養育している場合は、原則所得の高い方が申請者です。
ただし、2か月以上児童福祉施設（里親を含む）に入所している児童は除きます。

＜お持ちいただくもの＞

- ・申請者名義の銀行預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ・健康保険証または資格確認書等の写し（厚生年金に加入の方）

＜手当額＞

対象となる子の年齢など	月額
3歳未満（第1、2子）	15,000円
3歳から高校修了まで（第1、2子）	10,000円
第3子以降	（一律）30,000円

＜支払時期＞

- 偶数月の10日（土日祝日の場合は直前の金融機関営業日）にそれぞれの前月分までが支給されます。

（注）公務員の方は、職場で申請してください。

（2） 児童扶養手当



＜支給対象者＞

- 父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある者。ただし、里親委託や児童福祉施設等に入所の場合は除く。）を看護している父または母や、父または母にかわってその児童を養育している世帯に支給されます（父または母が重度の障がい※にある世帯などを含む）。

また、児童が心身に一定以上の障がい※を有する場合は、20歳の誕生日の前日が属する月まで延長できます。

※112ページ別表5参考

＜お持ちいただくもの＞

- ・申請者の戸籍謄本 ・児童の戸籍謄本
- ・申請者名義の銀行預金通帳またはキャッシュカード等の写し
- ・アパートなどの賃貸借契約書の写し（公営住宅、持ち家の場合は除く）

※申請者の状況によって、その他必要な書類があることがあります。

＜手当額＞

- 所得または公的年金等の受給額により、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

・第1子目	全部支給	46,690円
	一部支給	11,010円～46,680円
・第2子以降	全部支給	11,030円
（加算額）	一部支給	5,520円～11,020円

＜支払時期＞

- 奇数月の11日（土日祝日の場合は直前の金融機関営業日）にそれぞれの前月分までが支給されます。

(3) 特別児童扶養手当 ～詳細は28ページへ

(4) 障害児福祉手当 ～詳細は29ページへ

(5) 中学進学祝い制服等購入助成事業



<助成対象者>

- 市内在住の世帯で、翌年度に中学校に進学する児童に対し、制服等購入費を助成します。

<助成額>

- 児童1人あたり15,000円

<助成対象品目>

- ・制服、Yシャツ、指定ジャージ、上靴など学校で指定された物品
- ・上記の他、助成券利用対象店舗内で販売されている物品（鞆、外靴、学用品等）

<助成券発送時期>

- 10月より随時発送

※助成券利用対象店舗については、送付された助成券及び同封のチラシをご確認ください。

(6) 小学校入学祝い給付事業

<対象者>

- 市内在住の小学校へ入学する児童がいる世帯

<給付内容>

- 児童一人あたり30,000円分のVisaギフトカード

<実施時期>

- 4月に発送

<利用方法>

- ギフトカードは全国のVisa加盟店で使用可能。

7 生活の援護について



(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課

Tel: 0143 (24) 9845 Fax: 0143 (22) 5285

市子育て応援課 (1階17番窓口)

Tel: 0144 (32) 6416 Fax: 0144 (32) 5578

- 母子家庭や父子家庭、寡婦の方の生活の安定と向上のため、無利子または低利子で借りることができる北海道の貸付制度です。

(2) ひとり親家庭等自立支援事業

【問合せ先】 市子育て応援課（1階・17番窓口） Tel：0144（32）6416 Fax：0144（32）5578

- 母子家庭の母及び父子家庭の父の能力開発と就職に有利な資格取得の取り組みを支援し、就職の促進を図るため各給付金事業を実施しています。

1 事業概要

区 分	内 容
自立支援教育訓練給付金事業	市が指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、講座終了後に受講料等の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金等事業	市が定める資格を習得するための養成機関において6月以上のカリキュラムを修業する場合、その修業期間の生活を支援するため高等職業訓練促進給付金を支給し、さらに修了後には高等職業訓練修了支援給付金を支給します。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	市が指定する高等学校卒業程度認定試験対策講座を受講した場合、講座開始時及び講座修了後、さらに合格時に受講料等の一部を支給します。

2 事業内容

区分	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
対象者	次の要件をすべて満たす方		
	①市内に住所地のある母子家庭の母または父子家庭の父であること		①市内に住所地があるひとり親家庭の親及び子であること
	②この給付金を一度も受給したことがないこと		
	③母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること	③児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること	③母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
	④当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められること	④養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること	④就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること
対象講座	① 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金 ② その他①に準じた講座で就業に結びつく可能性の高い講座	〈市長が認める資格〉 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、はり師、きゅう師、柔道整復士、視能訓練士、義肢装具士、調理師、製菓衛生師、自動車整備士、美容師、社会福祉士、栄養士、精神保健福祉士、助産師、保健師、管理栄養士 シスコシステムズ認定資格、LP1認定資格	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座（通信制可）
支給額	受講のために本人が支払った費用の60%相当額（1万2千円を超え、上限20万円） ※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格者は、支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額です。 ※雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の指定講座及びこれに準じた講座の場合は、修学年数に40万円を乗じた額（最大160万円）が限度額です。 教育訓練を終了してから1年	①高等職業訓練促進給付金 →修行期間中の4年間を限度に毎月支給します。 ※養成機関における課程の終了までの期間の最後の12月については、月額4万が円加算されます。	（1）通信制 ①受講開始時給付金 受講費用の40%に相当する額（上限10万円） ②受講修了時給付金 受講費用の50%に相当する額から①を差し引いた額（①と合わせて上限12万円5千円） ③合格時給付金 受講費用の10%に相当する額（①②と合わせて上限15万円） （2）通学または通学及び通信併用
		市民税	
		非課税世帯	
		課税世帯	

以内に資格を取得し、就職した場合 受講費用の85%相当額※2 ※2 事業主から手当等が支給された場合、苫小牧市介護職員育成支援事業助成金の支給を受けた場合、雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けた場合は、その額を支給額から差し引きます。	②高等職業訓練修了支援給付金 →養成機関を修了後に支給します。		①受講開始時給付金 受講費用の40%に相当する額(上限20万円) ②受講修了時給付金 受講費用の50%に相当する額から①を差し引いた額(①と合わせて上限25万円) ③合格時給付金 受講費用の10%に相当する額(①②と合わせて上限30万円) ※③は受講修了日から起算して2年以内に全科目合格した場合に支給
	市民税	支給額	
	非課税世帯	50,000円	
	課税世帯	25,000円	

3 事前相談の実施

区 分	内 容
自立支援教育訓練給付金事業	受講前に相談が必要。受講の必要性のほか、生活状況、資格取得目標などを聞き取り。
高等職業訓練促進給付金等事業	修業する前と申請前に相談が必要。資格取得に対する本人の意思等と生活状況を確認。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	受講前に相談が必要。受講の必要性のほか、生活状況、資格取得目標などを聞き取り。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【問合せ先】 市こども家庭支援室こども相談担当（苫小牧市こども相談センター内）
 Tel：0144（32）6369 Fax：0144（34）4777

- 児童を養育している家庭の保護者が、次の理由で一時的に児童の養育が困難となった場合に、市の委託を受けた里親宅で、児童（⑤は母子）をお預かりします。

- ① 保護者の疾病
- ② 保護者の育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など
- ③ 保護者の出産、看護、事故、災害、失踪など
- ④ 保護者の冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など
- ⑤ 緊急一時的に母子保護が必要となった場合

1 利用期間：原則として7日以内

2 利用料（児童1人 1日当り）

- ・ 2歳未満の児童 5,350円
- ・ 2歳以上の児童 2,750円

※ ただし、生活保護世帯・市民税非課税世帯・ひとり親世帯等については、費用の減免等制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

3 利用上の注意事項

- ・ 急なご利用に対応できないことがあります。
- ・ 事前にこども家庭支援室こども相談担当での申請が必要です。

(4) 子育て世帯訪問支援事業

【問合せ先】 市こども家庭支援室こども相談担当（苫小牧市こども相談センター内）
Tel：0144（32）6369 Fax：0144（34）4777

- 子育てについて支援が特に必要な家庭で、積極的に支援を求めることが難しいなどの事情を抱える養育者に対し、訪問支援員が家庭訪問し、養育に関する援助・助言を行います。
 - 家事等の負担軽減が必要な18歳未満の子どもがいる家庭に対し、訪問支援員が家庭訪問し、子どもが担っている家事や家族（幼い兄弟等）の世話などを行います。
- ※ 利用に際しては審査等がありますのでご相談ください。
- ※ 支援内容及び所得により、料金がかかる場合があります。

(5) 苫小牧市ファミリー・サポート・センター事業

【問合せ先】 苫小牧市教育・福祉センター3F Tel：0144（84）7266
苫小牧市ファミリー・サポート・センター Fax：0144（84）7269

- 仕事と育児の両立や子育てを地域で支援するため、子育ての援助を行いたい人と、子育ての援助を受けたい人で会員組織をつくり、相互の信頼関係をもとに託児などを行い、地域で安心して子育てができる環境づくりをサポートします。

① 会 員

● 提供会員（子育ての援助をしたい方）

- ・ 20歳以上で苫小牧市在住の方
- ・ 乳幼児及び児童の保育に熱意をお持ちの方
- ・ 社会参加をしてみたいと思っている方
- ・ 資格、経験、性別は問いません。
- ・ 申し込み後に25時間の講習を受けていただきます。

● 依頼会員（子育ての援助を受けたい方）

- ・ 苫小牧市在住の方、苫小牧市内にお勤めの方
- ・ 0歳から小学校6年生までの乳幼児又は児童のいる方（生後6ヶ月未満のお子さんの場合は、援助活動の内容に条件を付けて実施します。）

● 両方会員（提供会員としても依頼会員としても活動する会員）

- ・ 子どものいる方で援助したり援助を受けたい方

② 援助内容

- ・ 保育施設の開始前、又は終了後に子どもを預かること
- ・ 学校の放課後、又は学童保育終了後、子どもを預かること
- ・ 保育施設等への送迎
- ・ 通院、冠婚葬祭、学校行事に参加するなど保護者の都合により一時的に子どもを預かること
- ・ 病気のとき、急な残業のときなどに子どもを預かること
- ・ 宿泊を伴うときに子どもを預かること（1歳以上。病児の宿泊はいたしません）
- ・ その他子育て支援に必要と認める援助

③ 援助活動の時間

- ・ 通常、緊急預かり（午前6時から午後10時まで）
- ・ 病児、病後児の預かり（午前7時から午後7時まで） ※ 月～土曜のみ
- ・ 宿泊を伴う預かり（午後5時から午前8時まで）

④ 利用料金（年会費、入会金は無料）

事 業	子どもの数	利用料金
通常預かり（6：00～22：00）	1人目の子ども	30分あたり 350円
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	30分あたり 150円
緊急預かり（6：00～22：00 前日の16時以降の申し込み）	1人目の子ども	30分あたり 450円
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	30分あたり 250円
病児、病後児預かり（7：00～19：00）	子ども1人につき	30分あたり 450円
宿泊を伴う預かり（1歳以上） （17：00～8：00）	1人目の子ども	7,000円（左記時間以外は、30分ごとに450円を加算）
	2人目以降の子ども1人につき （兄弟姉妹の場合）	3,500円
交通費（援助を行うための外出費）		1回500円（病児の送迎は、タクシー利用で実費とする）

※ ひとり親家庭等の方は、利用料金の一部を助成する制度があります。

(6) その他奨学資金

【問合せ先】 市教育委員会総務企画課（第2庁舎2階）Tel：0144（32）6153 Fax：0144（32）1201

① 苫小牧市交通遺児育英会制度

- 交通遺児に対し、小・中学校等に入学及び進級をするときに就学支度金を、高校の在学時には奨学金を給付します。（償還不要）
- 就学支度金
 - ・ 小、中学校 20,000円 ・ 高校等 30,000円
 - ・ 高専、大学等 40,000円
- 奨学金
 - ・ 高校等 月額 10,000円

② 苫小牧市育英会制度

- 各種学校に進学、在学の方に、奨学金等を給付または無利子で貸与します。
- 奨学給付金（償還不要）
 - ・ 高校等及び高専1～3年次 月額 5,000円
 - ・ 大学等及び高専4、5年次・専攻科 月額 8,000円
- 入学一時金（貸与）
 - ・ 高校等 30,000円 ・ 高専 50,000円
 - ・ 大学等 50,000円

※ただし、本市に所在する大学は、70,000円

● 奨学金（貸与）

- ・ 高校等及び高専1～3年次 月額 10,000円
 - ・ 大学等及び高専4、5年次・専攻科 月額 15,000円 又は30,000円
- （注） ①、②とも所得制限及び学業成績等による選考があります。

(7) ひとり親家庭学習支援事業

【問合せ先】 市子育て応援課（1階・17番窓口） Tel:0144(32)6416 Fax:0144(32)5578

● 経済的に学習塾に通うことが難しい状況にあるひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援事業を実施しています。

事前に市子育て応援課で利用申込が必要です。

① 対象者

ア 市内在住のひとり親家庭の中学生

イ 児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にあること

② 会場 苫小牧市民活動センター（中央）・沼ノ端コミセン（東）・のぞみコミセン（西）

③ 日時 土曜 9:30～12:00（中央）、13:30～16:00（東・西）

(8) ひとり親家庭等日常生活支援事業



【問合せ先】 市子育て応援課（1階・17番窓口） Tel:0144(32)6416 Fax:0144(32)5578

● ひとり親家庭等において、様々な事情により日常生活を営むのに大きな支障が生じている場合や、自立促進に向けた活動をする場合などに、支援員を派遣するなどして、支援を実施します。

① 対象者

市内在住のひとり親家庭等または寡婦であって、次の事由に該当すると認められる方。

ア 親の技能習得等の事由

イ 親の疾病、冠婚葬祭、残業、学校等の行事の参加等の事由

ウ 親の生活環境等の激変による事由

エ 乳幼児または小学校に就学する児童を養育していて、就業上の理由により定期的に支援が必要な事由

② 支援内容

- ・ 子育て支援
- ・ 生活援助（家事援助）

③ 利用料（1時間あたり）

利用者世帯の区分	利用料（1時間あたり）	
	子育て支援 (児童1人の場合)	生活援助
生活保護世帯 市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

④ 利用上の注意

事前に子育て応援課または事業受託団体での登録が必要です。

また、支援依頼に際しては事業受託団体への申請が別途必要です。

8 雇用の促進と安定について

- 公共職業安定所では、公共職業能力開発施設への入校など、雇用の促進と安定を図っています。

(1) 公共職業訓練

【問合せ先】 苫小牧高等技術専門学院 Tel : 0144 (55) 7007 Fax : 0144 (55) 7009

- 北海道では、それぞれの職種に必要な知識・技能を身に付けるための職業訓練施設のひとつとして、北海道立苫小牧高等技術専門学院を設置しています。

施設内では、専門的・実践的な「金属加工科・精密機械科・電気工事科（各定員10名）」の3科目で職業訓練（施設見学は随時対応）を実施しています。また、施設外では、各種教育機関に委託し、早期就職を目指して「OA系・経理系・建設系・物流系・介護系」の職業訓練を3～6ヶ月の期間で実施しています。

(2) トライアル雇用事業

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel : 0144 (32) 5221 Fax : 0144 (32) 1495

- 短期間の試行雇用の形で受け入れてもらい、その適性や業務遂行可能性を見極め、その後の常用雇用へのきっかけづくりをするものです（一定の要件があります）。

(3) 事業主に対する制度

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel : 0144 (32) 5221 Fax : 0144 (31) 6770

- 公共職業安定所等の紹介により、母子家庭の母等を雇用する事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金の制度があります（一定の要件があります）。